

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100897号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100135号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月31日から同年11月1日まで

A社における退職日は平成6年10月31日であるが、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日も同日とされているので、当該資格喪失年月日を同年11月1日に訂正し、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者のA社における離職日が平成6年10月31日となっていることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の元取締役は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求期間当時の社会保険担当者も既に亡くなっている旨陳述している上、請求期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚4人に照会したところ、3人から回答があったが、請求者の退職日を記憶する者はおらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答及び陳述は得られなかった。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、請求者の同健康保険組合における被保険者資格喪失年月日は、平成6年10月31日である旨回答しており、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と一致している。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100950号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100136号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和63年4月に正社員として入社し、同社のB事業所で勤務していた。

請求期間には、ボーナスも支給されていたが、厚生年金保険の記録は昭和63年10月1日からとなっている。

請求期間は、同僚のCさんと一緒に勤務しているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、A社のB事業所において、請求期間と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、請求期間に請求者と一緒に同社のB事業所に勤務していた旨陳述していることから、請求者が請求期間に同社のB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求者を記憶しておらず、同社は既に倒産しており、請求期間当時の資料はない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の被保険者資格取得年月日は昭和63年10月1日となっており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、上記同僚は、請求期間当時のA社のB事業所における従業員は自身と請求者の二人だけであった旨陳述している上、請求者は当該同僚以外の者に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。